委 託 契 約 書

下記の委託業務について、発注者 公立大学法人金沢美術工芸大学 と 受注者

とは、この契約書のほか別紙の条項によって契約を締結し、信義を重んじ誠実にこれ を履行する。

1 委託業務名 金沢美術工芸大学空調設備保守点検業務

2 委託期間 契約締結日 から

令和12年3月31日 まで

3 委託金額 (年額)¥

うち取引に係る消費税および地方消費税の額 ¥

「取引に係る消費税額および地方消費税の額」は、委託金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 契約保証金

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者の双方記名押印のうえ、各自1通を 保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 金沢市小立野2丁目40番1号

公立大学法人金沢美術工芸大学

理事長 山村 慎哉

受注者 住 所

氏 名

(総則)

第1条 発注者と受注者とは、契約書に記載の委託業務 (以下「委託業務」という。) に関し、契約書に定める もののほか、これを履行しなければならない。

(委託業務の執行)

- 第2条 発注者は、受注者に委託業務の執行を委託する。
- 2 受注者は、別紙仕様書により委託業務を執行しなければならない。
- 3 受注者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を 第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あ らかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この 限りでない。

(一括再委託の禁止)

- 第4条 受注者は、業務の全部若しくはその主たる部分を 一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 (下請契約等の締結及び通知)
- 第5条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は 名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、書面をもって契約を締結するように努めなければならない。
- 3 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の 相手方を金沢市内に本店を有する者の中から選定する よう努めなければならない。
- 4 受注者は、委託業務に必要とする材料等に係る納入契 約を締結する場合には、当該契約の相手方は金沢市内に 本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、 調達する材料等は金沢市産とするよう努めなければな らない。

(損害のために必要を生じた経費)

- 第6条業務の履行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のた
- めに必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。 ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、これを発注者が負担するものとし、その

額は発注者と受注者とが協議してこれを定めるものと する。

(委託業務結果報告書)

- 第7条 受注者は、次条第2項に定める場合にあっては契 約書に掲げる期間ごとに、それ以外の場合にあっては契 約期間の終了時に委託業務の執行の結果を記載した報 告書(以下「委託業務結果報告書」という。)を発注者 に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により委託業務結果報告書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、受理するものとする。

(委託料の支払い)

- 第8条 発注者は、前条第2項の規定による委託業務結果 報告書に添えて請求書を受理したときは、その日から30 日以内に請求された委託料を受注者に支払わなければ ならない。
- 2 委託料を月額又は回数に分けて支払う場合は、契約書のとおりとする。

(委託料の減額)

第9条 発注者は、受注者が委託業務の一部を執行しなかったときは、受注者と協議のうえ、委託料の一部を減額することができる。

(発注者の催告による解除権)

- 第10条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 履行期限内又は履行期限後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 正当な理由がなくて着手すべき時期を過ぎても着 手しないとき。
 - (3) 委託業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき。

 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したと

き。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当 するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第3条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
 - (2) この契約を履行することができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者のこの契約の一部の履行が不能である場合 又は受注者がこの契約の一部の履行を拒絶する意思 を明確に表示した場合において、残存する部分のみで は契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) この契約の履行にあたって、受注者が法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
 - (8) 委託業務の執行が著しく困難になったことその 他やむを得ないと認められる事由によって、受注者が この契約の解除を申し入れたとき。
 - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金を譲渡したとき。
 - (10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者そ の他経営に実質的に関与している者を、受注者が 法人である場合にはその役員又はその支店若しく は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実

- 質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。) が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等 を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるい は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しく は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知り ながらこれを不当に利用するなどしていると認め られるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アから才までのいずれかに該当する 者を再委託契約その他の契約の相手方としていた 場合(力に該当する場合を除く。)に、発注者が受 注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこ れに従わなかったとき。
- ク 公正取引委員会が、受注者に違反行為があった として私的独占の禁止及び公正取引の確保に関す る法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止 法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以 下「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第62 条第1項に規定する納付命令(以下「納付命令」 という。)を行い、当該排除措置命令又は納付命令 が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁 止法第63条第2項の規定により取り消された場合 を含む。)。
- ケ この契約に関し、排除措置命令又は納付命令 (これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者 である事業者団体(以下「受注者等」という。) に

対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- コ 排除措置命令又は納付命令により、受注者等に 独占禁止法に違反する行為があったとされた期間 及び当該違反する行為の対象となった取引分野が 示された場合において、この契約が当該期間(こ れらの命令に係る事件について、公正取引委員会 が受注者に対し納付命令を行い、これが確定した ときは、当該納付命令における課徴金の計算の基 礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に 入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであ り、かつ、当該取引分野に該当するものであると き。
- サ この契約に関し、受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に対し、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除されたと きは、発注者に対してその損害の賠償を求めることはで きない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限) 第12条 第10条又は前条第1項に規定する場合が発注者 の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者 は、前2条の規定により契約を解除することができない。 (発注者の任意による解除権)

- 第13条 発注者は、委託業務を完了するまでの間は、第10 条又は第11条第1項の規定によるほか、必要があると きは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その額は、受注者と協議して定めるもの

とする。

(受注者の催告による解除権)

第14条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するとき は、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 契約の内容を変更したため業務委託料が3分の2 以上減少したとき。
 - (2) 契約の履行の中止期間が履行期間の 10 分の 5 を超 えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限) 第16条 第14条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。 (解除等に伴う措置)

- 第17条 発注者は、この契約が解除された場合において、 受注者が既に業務を完了した部分(以下「既履行部分」 という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、 既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡 しを受けることができる。この場合において、発注者は、 当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料を受 注者に支払わなければならない。
- 2 受注者は、この契約が解除された場合等において、貸 与品、支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還 しなければならない。この場合において、当該貸与品、 支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀 損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還 し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければなら ない。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去(発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する

場所へ搬出。以下この条において同じ。) するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第10条又は第11条第1項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第13条第1項、第14条又は第15条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当 するときは、これによって生じた損害の賠償を請求する ことができる。
 - (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 第10条又は第11条第1項の規定により債務の履 行後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った 履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第10条又は第11条第1項の規定により債務の履行 前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前 項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合

- において、破産法(平成16年法律第75号)の規定に より選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合 において、会社更生法(平成14年法律第154号)の 規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合 において、民事再生法 (平成11年法律第225号)の 規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当する場合においては、発注者は、 違約金として、遅延日数1日につき、委託料(既に債務 を履行した部分がある場合には、当該部分に対する委託 料相当額を控除した額)の1000分の1に相当する額と する。
- 6 第1項第1号に該当する場合においては、履行期間経 過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注 者は遅延利息として、遅延日数に応じ、業務委託料(既 に引き渡しを受けた部分がある場合には、当該部分に対 する委託料相当額を控除した額)につき、年3パーセン トの割合で計算した額を徴収して委託期間を延長する ことができる。
- 7 第2項の場合(第11条第1項第9号又は第10号アからキの規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。(受注者の損害賠償請求等)
- 第19条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除

されたとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第8条第1項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(建物等に対する損害賠償)

第20条 受注者は、委託業務の執行によって発注者の建物及び設備等に損害を与えたときは、発注者に対してその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めによる場合又は天変地異その他受注者の責めとならない事由による場合においては、この限りでない。

(第三者に対する損害賠償)

第21条 受注者は、委託業務の執行によって第三者に損害を与えたときは、一切自己の責任においてこれを解決しなければならない。

(個人情報の保護)

- 第22条 受注者は、個人情報(個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する 個人情報をいう。)の保護の重要性を認識し、この契約 による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害 することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わな ければならない。
- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- 4 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を 収集するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内 で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

- 5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り 得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用 し、又は第三者に提供してはならない。
- 7 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 8 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認がある ときを除き、この契約による業務を処理するための個人 情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはな らない。
- 9 受注者は、発注者の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、 又は請け負わせる場合には、発注者が受注者に求めた個 人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を、当該第 三者に書面により求めるものとする。
- 10 受注者は、この契約による業務を処理するために発注 者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した 個人情報が記録された資料等は、業務完了(業務中止及 び業務廃止を含む。)後直ちに発注者に返却し、又は引 き渡すものとする。ただし、発注者が書面により別に指 示したときは、その指示に従うものとする。
- 11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
- 12 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、 実地に調査できるものとする。
- 13 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(秘密の保持)

第23条 受注者は、この委託業務の執行により知り得た 秘密を他人に漏らしてはならない。

(損害賠償の予約)

- 第24条 発注者は、受注者が第11条第1項第10号クから サまでのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無 にかかわらず、契約金額の100分の20に相当する損害 賠償金を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合は、 この限りではない。
 - (1) 受注者が第11条第1項第10号クからコまでのいずれかに該当する場合で、同条に規定する排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき。
 - (2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が第11条第1項第10号サの規定に該当する場合で、当該受注者に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。
- 2 発注者は、受注者が第11条第1項第10号サに該当し、 かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の100分の5に相当する額を 徴収する。
 - (1) 第11条第1項第10号クに規定する確定した納付 命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定 の適用があるとき。
 - (2) 第11条第1項第10号サに規定する刑に係る確定 判決において、受注者が違反行為の首謀者であるこ とが明らかになったとき。
 - (3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨 の誓約書を、発注者に提出しているとき。
- 3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(翌年度以降の契約)

第25条 この契約締結日の属する年度の翌年度以降、当該委託業務の契約に係る発注者の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、発注者はこの契約を変更し、又は解除できる。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除されたと きは、発注者に対しその損害の賠償を求めることはでき ない。
- 3 この契約締結日の属する年度の翌年度以降、価格の変動及び委託内容の変更等があった場合は、発注者と受注者との協議のうえ、委託料を定めるものとする。 (規定の適用)
- 第26条 この契約に定めるもののほか、公立大学法人金 沢美術工芸大学契約事務取扱規程の定めるところによ る。

(疑義の決定)

第27条 この契約に関し疑義が生じたときは、発注者と 受注者との協議のうえ定めるものとする。